

平成17年度 14会計決算を認定

| 平成17年度江田島市 14会計歳入歳出決算 | | |
|--------------------------|--|--------------|
| 企業会計 | 公共下水道事業(能美地区) 交通船事業 国民宿舎事業 水道事業 | 12月13日 認定 |
| 一般会計 | 国民健康保険 老人保健 介護保険 住宅新築資金等貸付事業 港湾管理 漁港管理 公共下水道事業 農業集落排水事業 地域開発事業 | 12月25日 認定 |
| 特別会計 | | |

企業会計

平成17年度における4企業会計の歳入歳出決算の認定は、9月定例会において所管の産業建設常任委員会に付託されました。

同委員会は、平成18年10月12日に各事業ごとに質疑応答を重ねて審査を

行い、委員会としてそれぞれの決算を認定すべきであると決定しました。この審査結果は12月13日の本会議で伊藤委員長から報告があり、採決の結果、原案どおり認定することに決定しました。

① 江田島市公共下水道事業(能美地区)会計

この審査結果は12月13日の本会議で伊藤委員長から報告があり、採決の結果、原案どおり認定することに決定しました。

② 市交通船事業会計については、船の機関等の保守点検を十分に行い、市民・船員の安全配慮を求めるとともに、健全経営に総力を結集した対応を求める。

③ 国民宿舎事業会計については、集客力・PRに職員の総力を結集した対応を求める。

④ 水道事業会計については、市民がより安全でより安定した飲料水等の供給と、漏水対策についての対応を求め

議 決

議員政治倫理条例 可決

2意見書 可決

国等に対する意見書として、議員提出議案が2件提出され、2件とも全会一致で可決しました。

◎日本郵政公社の郵便局再編の中止を求める意見書

◎公共工事における建設労働者の適切な労働条件の確保に関する意見書

条例の制定及び一部改正等

◎市議会議員政治倫理条例の制定

可決 全員賛成

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

① 市民の代表として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。

② 常に市民の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。

③ 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可・認可、指定等又は請負その他契約に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利な、又は不利な計らいをするよう働き掛けないこと。

④ 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよう働き掛けないこと。

⑤ 市等の職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可・認可、指定等又は請負その他契約に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利な、又は不利な計らいをするよう働き掛けないこと。

④ 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよう働き掛けないこと。

⑤ 市等の職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する行為を行ったという疑惑を市民が抱いていると思われるときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を説明するよう努めなければならない。

◎飲酒運転絶滅に関する決議

可決 全員賛成

◎市議会の議員の定数条例の改正

可決 賛成24 反対1

平成18年12月26日以後初めて告示される一般選挙から議員定数を26人から20人とする。

◎市議会委員会条例の改正

可決 賛成24 反対1

市議会の議員の定数条例の一部改正に伴い、総務常任委員会委員9人を7人、文教厚生常任委員会委員8人を6人及び産業建設常任委員会委員9人を7人にする。

発議とは

議会には、議案提出権があります。議員が議案を提出するには、議員定数の12分の1以上の賛成を必要とします。

第5回臨時会

平成18年10月27日、第5回臨時会が開かれ、市長の市政報告の後、専決処分1件、議案2件が上程され、審議の結果、いずれも原案どおり可決しました。

専決処分の承認

◎平成18年度一般会計補正予算(第4号)

内容は、市議会議員補欠選挙経費400万円を追加し、155億1,184万円とすることを承認。

18年度補正予算

【一般会計(第5号)】

3,200万円追加し、155億4,384万円とした。

内容は、断水災害(広島県営水道送水トンネル崩落事故)関係経費です。

【企業会計】

◎水道事業会計(第2号)

503万3千円追加し、収益的支出を10億1,743万3千円とした。

内容は、断水災害関係経費です。



▲多くの市民が傍聴する議場

一般・特別会計

平成17年度一般会計をはじめとする10の会計の決算認定議案は、市長の提案説明、栗本勲二代表監査委員の監査報告の後、全議員で構成する決算審査特別委員会に付託されました。

同委員会では、所管の常任委員会に分担し、18日から20日の3日間、執行部の出席を求め、決算書や附属資料等により、細部にわたり審議を行いました。25日の本会議で、太刀掛特別委員長から「認定すべきと決した」と審査結果の報告があり、採決の結果、全会一致で決算を認定しました。

付帯意見

総務関係

① 生活交通路線維持事業について、江田島市内全域の利便性等を市民の立場で考慮し、交通計画等に反映されるよう努力されたい。

② 予算要求及び予算執行については、計画性・重要性・緊急性等に配慮し予算執行され、多額の不用額等については補正等の措置を講じられたい。

文教厚生関係

① 各予算の中で消耗品については購入方法等を検討、また光熱水費についても点検等を十分に行うよう要望する。

② 江田島市内の小中学校児童生徒及び保育園の統合に伴い、通学・通園については、関係機関との連携を十分に図り、安全対策の万全を期するよう要望する。

③ 市税・保育料・国保税・介護保険料・住宅新築資金等貸付金に係る税収等については、総力をあげて徴収に努め、年々増加している収入未済額の解消に全力で取り組み、更に不納欠損については、納税者の不公平感を招きかねないで慎重に事務遂行を行うよう要望する。

産業建設関係

① 住宅使用料等に係る徴収等については、総力をあげて徴収に努めるとともに、法令に基づく対応をされたい。なお、不公平感を招きかねないで慎重に事務遂行を行うよう要望する。

② 江田島市内の公共事業については、工期期間内(年度内)に完了するよう監督・指導の徹底を図られたい。



▲決算審査中の総務常任委員会

③ 公共下水道事業及び農業集落排水事業への加入促進を、職員の総力と英知を結集して対応されたい。